

中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和5年9月25日第2回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第1会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

藤田幸司・牧瀬一典・鮫島安平・田中義人

森山昭市・梶原誠・上妻廣美・中島秀人

中島真実・永浜三津子・鎌田正司・瀨脇嘉則

出席推進委員

有留惣一郎・遠藤智史・増野幸孝・松原浩則

平山信一郎・西田徹嗣・池山久志・八汐栄一

2. 欠席委員

中崎和行

欠席推進委員

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 非農地証明願いについて

日程 第5 議案第3号 農地法第5条申請許可後の事業計画変更について

日程 第6 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第7 承認第2号 農用地利用集積計画及び配分計画の承認について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、令和5年第2回中種子町農業委員会総会を開会致します。はじめに、会長からご挨拶をお願い致します。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日は、7番中崎委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告致します。出席委員は13名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。推進委員につきましては、全員出席しております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願い致します。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、6番森山委員、8番梶原委員を指名します。

日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、

ます。委員の皆様のご審議をよろしく願います。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号については、許可することにご異議はありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転2件については、許可することに決定しました。次に、日程第4、議案第2号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の4ページをお開きください。議案第2号非農地証明願い順位1について説明致します。申請地、大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番、地目畑、地積〇〇〇㎡です。申請人は〇〇〇〇〇さん、住所広島市〇区〇〇〇〇〇丁目〇〇-〇〇〇号です。申請理由は、土地登記簿の地目は畑となっていますが、昭和50年以前から耕地として利用せず、現況は山林となっています。委員の皆様のご審議をお願い致します。

(議長)次に、担当調査委員の3番鮫島委員から説明をお願いします。

(3番委員)はい。3番鮫島です。議案第2号、順位1非農地証明願いの現地調査について説明致します。この案件につきましては、先般9月11日午前9時30分より、濱脇会長、田中委員、平山推進委員、事務局、申請人の代理である〇〇〇〇〇さん立会の下、現地調査を実施致しました。場所につきましては、〇〇公民館入り口を〇〇〇方面へ行きますと〇〇〇〇〇の〇〇〇m手前に十文字があります。そこを右へ入り〇〇線に出る途中になります。先月に〇〇さんの所有権移転についてお諮りしましたが、その農地の隣になります。土地登記簿の地目は畑となっておりますが、昭和50年以前から耕地として利用せず現況は山林となっています。耕作しなくなってから45年以上経っていることから現地で検討した結果、非農地が妥当と判断致しました。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長)現地に同行した委員、事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「非農地証明願いについて」は、許可することに決定しました。次に日程第5、議案第3号「農地法第5条申請許可後の事業計画変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい事務局です。資料は5ページになります。議案第3号農地法第5条申請許可後の事業計画変更について説明致します。この案件は、令和4年2月25日付け、中農委指令395号で許可を行ったものとなります。変更内容につきまして

は、事業内容の変更になります。許可後は、資材置場、駐車場として利用する予定でしたが、今般の種子島地区の宿泊施設不足状況から、当該地にコンテナハウスを設置する場所を探していた事業主より相談を受け、貸借をするもので、コンテナハウス25基を設置するものです。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第3号については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第3号「農地法第5条申請許可後の事業計画変更について」は、許可することに決定しました。次に日程第6、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい事務局です。資料の8ページをお開きください。承認第1号、農用地利用集積計画の一部変更について説明致します。令和5年9月29日を公告日とする農用地利用集積計画の一部変更については、件数9件、筆数17筆、変更面積39,458㎡、契約年数3年10ヶ月から10年間の合意解約になります。詳細につきましては、9ページから21ページに添付してあります。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」は、承認することに決定しました。次に日程第7、承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい事務局です。資料の22ページをお開きください。承認第2号農用地利用集積計画及び配分計画について説明致します。令和5年9月29日を公告日とする利用権設定、貸借権1件、筆数1筆、面積10,921㎡の農用地利用集積計画及び配分計画を定めたいので承認を求めます。詳細については23ページから26ページに添付してあります。なお、今回の貸借権につきましては、中間管理事業法の集積一括方式による貸借で、配分計画を含んでおります。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」は、承認することに決定しました。

(議 長)これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和5年第2回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。